

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第11条第3項
処 分 の 概 要	銃砲等の所持許可の取消し
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第11条第3項（許可の取消し）
処 分 基 準	当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的非難等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	